

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2014年6月号 (No. 66)

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-19-1

芝浦アイランドケーブタワー-2305号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m\_hirai@hirai-ao.com

URL:http://www.hirai-ao.com/

## 独立前に必ず確認！退職後の年金・国保・住民税

独立開業するさいに意外と忘れがちなのが、事業とは別の個人的な支出です。事業の収支は問題なくても個人的な支出が負担になってしまい資金繰りに行き詰まることはよくあります。とくに、社会保険や税金の支出は多額なので要注意！そこで今回は、退職後の国民年金・国民健康保険料・住民税についてご紹介します。

### ◆退職後の社会保険と税金

Aさんは中堅企業に勤める30代の男性です。上司からの信頼も厚く若手ながらリーダー的なポジションにいます。年収600万円です。待遇にも不満はありません。ただ「自分で新ビジネスを立ち上げる」という若いころの夢を捨て切れずにいます。独身で身軽なうちに挑戦したいと思いい業界の勉強をしたり、専門家に相談したりしています。見通しでは事業の収支はトントンになりそうで、貯金を切り崩せばなんとか生活も維持できそうです。今春にも退職しようと思っていたある日、先輩経営者から「社会保険や税金が大変」という話を聞く機会がありました。

#### ①国民年金

サラリーマンは厚生年金等として給与から天引きされる年金は独立(個人事業)すると国民年金に切り替わり自分で納付します。例えば、平成26年3月に退職する場合は平成26年度の国民年金保険料の額は月額15,250円で、納期限は5月末～4月末の毎月末日(休日の場合は翌営業日)の12回払いが原則です。専業主婦の奥様がいる場合は、奥様分も別途納める必要があるため負担は倍になります。

#### ②国民健康保険

サラリーマンは健康保険等(健保)として、厚生年金等と同じく給与から天引きされていた保険料は、独立すると原則、国民健康保険(国保)に切り替わって年金と同様に自分で納付することとなります。毎月の給与額を基準に保険料を計算する健保と異なり、国保は前年度の所得を基準にして以下のように計算します。

例) 年収600万円、30代独身の場合(港区平成26年度)

#### イ) 基礎分(医療分)保険料(100円未満切捨)

(600万円-174万円<給与所得控除>-33万円<基礎控除額>)×6.30%+32,400円<均等割>→279,900円

#### ロ) 後期高齢者支援金分保険料(100円未満切捨)

(600万円-174万円<給与所得控除>-33万円<基礎控除額>)×2.17%+10,800円<均等割>→96,000円

#### ハ) 合計保険料

イ)+ロ)=375,900円

同じく平成26年3月に退職した場合、納期限は6月末から3月末の毎月末日(休日の場合は翌営業日)の10回払いが原則です。なお退職後も引き続き勤務先の健保に加入できる「任意継続」という制度もあります。保険料は従来の2倍になりますが、国保に比べれば負担が軽い場合があるので退職前に一度、確認してみましょう。

#### ③住民税

サラリーマンは給与から天引き(特別徴収)される住民税も独立すると自分で納付(普通徴収)することになります。なお、住民税は“前年”の年収等に応じて納める税額が決まるので注意が必要です(所得税はその月の給与額に応じて天引きされる税額が決まる)。例えば、平成26年3月に退職・独立して4月以降は収入がない場合でも、平成25年の収入が600万円あれば約30万円の住民税を平成26年6月以降に納める必要があります。納期限は、6/30, 9/1, 10/31, 2/2の4回払いが原則です。また平成26年3月に退職する場合、一般的には平成26年4,5月分の住民税も最後の給与から天引き(一括徴収)されます。

#### ◆スケジュールをたてよう

Aさんは早速、自分の退職後の年金・国保・住民税の金額と納付期限を調べてみました。

期限	国民年金	健康保険	住民税	小計
H26				
6/2	15,250			15,250
6/30	15,250	38,400	76,000	129,650
7/31	15,250	37,500		52,750
9/1	15,250	37,500	76,000	128,750
9/30	15,250	37,500		52,750
10/31	15,250	37,500	76,000	128,750
12/1	15,250	37,500		52,750
H27				
1/5	15,250	37,500		52,750
2/2	15,250	37,500	76,000	128,750
3/2	15,250	37,500		52,750
3/31	15,250	37,500		52,750
4/30	15,250			15,250
合計	183,000	375,900	304,000	862,900

退職から1年間で80万円以上の負担になりそうです。

「このまま独立したら事業の収支がトントンでも貯金が底をついてしまう」。驚いたAさんは事業計画と退職の時期を改めて練り直すことにしました。

このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒[http://blog.goo.ne.jp/hirai\\_tax/](http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/)